広報 あびこ

第123号
昭和37年11月1日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242

昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

11月の納税は

健康保険税の3期分です

あなたとあなたの家族の健康を守るためにも保険税は納期限内に納めるよう、今から準備して、11月30日の納期限までには必ず完納するようにいたしましょう。

火事は電話で一一九番へ

十一月一日常備消防発足する

わたくしたちの生命を守り財産を守る我孫子町消防団常備部が十一月一日から発足いたします。常備消防設置については消防委員会に対して諮問がおこなわれ昨年の九月、設置の必要ありとの答申がなされました。この答申にもとづき町では検討を重ねた結果現在の用地を本年一月に買収、五月に望楼工事、七月には庁舎工事に着手、九月に入り常備部員を採用し、その体制を着々ととのえてきましたが十一月一日から発足することになりました。この常備部の機能が百パーセント活躍できるよう、みなさんに早期通報、消防隊の編成、施設などお知らせしてご協力をお願いいたします。

〔写真上＝望楼の上から倍率10倍の双眼鏡で昼夜の区別なく監視。写真下＝望楼〕

消防団へ通報しても罰金はとられません

火事の原因は、失火によることが一番多いと過去の統計が物語っています。失火であるために「火事を消防に知らせたら罰金をとられるのではないか」と考えておられる方が非常に多いようです。

わたくしたちが火事の原因損害額などの調査に伺っても「罰金をとられるのですか」と尋ねられる方もあります。

しかし、火事で消防車を呼んでも絶対に罰金などとられることはありません。火事と知ったらすぐ百十九番（我孫子局）へ知らせてください。

わたくしたちの町の家屋の大半は木造ですが、木造の場合は、普通家屋ですと一分間に約二十五平方メートル（約七・五坪）が焼けてしまうといわれています。ですから二十坪程度の木造家屋などたちまち灰になってしまいます。

火事の恐ろしさは、経験のない人にはちょっと想像のつかないことだと思います。

火事は最初の一秒間

「火事は最初の五分間」といわれたのは昔のこと、今は「火事は最初の一秒間」と強調したいのです。火事と知ったら、どんな小さな火事でもボヤでも近所の人に知らせて消防へ通報してください。常備部は火事に備えて待機していますから、昼間ですと通報を受けてから四十秒、夜間でも五十秒あると出動できるよう訓練されています。火災現場が常備部から五百メートル先で発生したと仮定しますと時速六十キロメートルの速さでサイレンを鳴らして駆けつけ、約七十秒で現場に到着することができます。常備部にある消防ポンプ車は水槽を持っていますからすぐ放水ができます。初期消火の効果は大きいものと考えられます。

このような理由から「火事は最初の一秒間」ということを重ねて強調いたします。

火事と知ったら最初に発見した人は、すぐに電話（百十九番）で「どこの○○さん宅が火事」と通報してください。この場合目標となる建物（たとえば一小、駅）を教えてください。これが火事を最少限にくいとめる絶対の条件なのです。

火事は迅速性が命です。火が出てもたいしたことはないからと、モミ消しているうちに大きくなってからでは遅すぎ、隣近所への延焼などとなります。

火災と誤認しやすい行為などの届出

常備部には地上三十三・五メートルの望楼があって、昼夜休みなく監視を続けていますが、次の場合には届出用紙を常備部へ用意しておきますから必ず届出をしてください。電話で届けてもけっこうです。

▼火災とまぎらわしい煙、または火災を発生する恐れのある行為（たとえば野焼、大きなたき火など）

▼煙火（がん具煙火を除く）の打ち上げまたは仕掛

▼劇場以外の建築物、その他の工作物での演劇、映画、その他の催し物の開催

▼消防隊の通行、その他消火活躍に支障をおよぼすおそれのある道路工事

望楼で発見した火事は大火事となる

火事を望楼で発見したときは、発火後何分か経過しているときが多いので、大火事になることが多いと過去の統計が教えています。ですから前にものべたとおり、一秒でも早く火事を百十九番で通報してください。

常備部の業務と構成

常備部員は現在十四名で、二十四時間交替勤務ですから二名となり、一名が望楼勤務、一名が通信指令ということになりますから、火災出動のできる隊員は四名程度となります。したがって消防ポンプを操作するのに最少限度の人員でありますから、各消防団員のご協力をお願いいたします。

また、次の火災に備えて待機しなければなりませんから残火の始末はいたしません。

なお、最近の交通量の増加に伴う交通事故、急病人の救急業務は近い将来において行なう予定です。

常備部の人員については、いろいろな都合で十四名という最少限度で発足しましたが将来は人員の増強をして、みなさんが安心して生活できるようにしたいと考えています。

常備部の施設

これも最少限度の施設として次のとおりです。

▼常備部庁舎　一部鉄筋（車庫）木造二階建、延二百七十五・六二平方メートル（八十三・三七五坪）

▼望楼　高さ三十三・五メートル

▼消防車　一台、水槽付消防ポンプ自動車千八百リットル積載

消防車にひかれたら損

サイレンが鳴ると「火事はどこだ」と飛び出すのが人情ではありましょうが、消防車は現場へ急行するため相当のスピードで走っていますから、じゅうぶんご注意ください。

火事見物に自動車や自転車で来る人の多いのも最近の現象です。火元の人の気持になって消火活動のじゃまにならないよう、車は火災現場から離れたところへ駐車しておいてください。

また、道路は広くあけて消火活動にご協力ください。

新しい都市計画委員決まる

会長に渡辺多門氏

都市計画委員の任期が満了になり、新しい委員が決まりました。都市計画委員で構成される委員会の目的は、町を文化都市とするため恒久的な総合計画をたて、その発展に役立たせ、国または県の関係機関の諮問に答える必要な事項を審議調査することです。

委員は町議会より五名、農業委員会委員より四名、学識経験者四名、合計十三名からなっています。委員は次のとおりです。

会長	渡辺　多門	議員
副会長	津川　通雄	議員（都市計画委員）
委員	石井英次郎	議員（〃）
〃	増田　義二	農業委員（〃）
〃	斎藤　進	〃（〃）
〃	大井　寅男	学識経験者（〃）
〃	野田　弘一	〃（〃）
〃	関根　平治	議員（〃）
〃	中村　一夫	〃（〃）
〃	松本　竹雄	〃（〃）
〃	大井　明	農業委員（〃）
〃	渡辺　平	〃（〃）
〃	小熊　三郎	学識経験者（〃）

久寺家通り舗装完成

各地で道路工事

九月一日から工期約二ケ月の予定で、町道我孫子第三号線（久寺家通り）の舗装工事が行なわれていましたが、このほど完成しました。

延長五百九十三メートル、道路幅員五・五メートルで、この舗装工事の完成により、国道に通じる主要な道路として、いっそう利用度を高めることと思います。

また、この工事の完成により今年度舗装計画中の最後の路線として、子の神通りの舗装工事がありますが、予定より早く、十一月初旬ごろから工事に着手できるようになりました。

なお、これらと並行して行なわれるおもな道路工事は、つぎのようなものがあります。

❶公共事業で行なわれる県道改修工事＝中峠地先（飯塚薬局前）の県道改修工事で、これは延長二百九十六メートルにおよぶコンクリート側溝両側の工事で、すでに一部が着工されています

❷布佐台地先県道特殊改良工事＝昭和三十六年度分工事の引き続きとして、東へ二百五十メートルの工事が行なわれています

❸町道根戸第七十六号線改良工事＝根戸、舟戸地先（根戸米穀配給所通り）のU字溝敷設による排水工事が近く完成します

〔久寺家通り延長593m舗装〕

基本選挙人名簿の縦覧

11月5日から～11月19日まで

毎年九月十五日現在の調べで調製する基本選挙人名簿を次のとおり縦覧いたします。

▼**縦覧の日**　十一月五日から十一月十九日まで、縦覧は土曜日の午後、または日曜日でもできます。時間は午前八時三十分から午後五時までです。

▼**縦覧の場所**　我孫子町役場、湖北支所布佐支所

▼**異議の申し立て**　選挙権のある者（昭和十七年十二月二十一日以前に生まれた者で、昭和三十七年六月十五日以前から引き続き本町に在住する者）で、名簿に登載されていない者、または選挙権のない者が登載されている場合など異議の申し立てができます。異議の申し立ては縦覧期間中に限られています。

▼**名簿の確定**　この名簿はことしの十二月二十日に確定し、その翌日から来年の十二月二十日までの間に行なわれるすべての選挙に使われます。来年行なわれる予定の選挙は次のとおりです。一月町長選挙および町議会議員補欠選挙、四月県議会議員選挙、十一月町議会議員選挙。

このように来年は、わたくしたちに身近な選挙があるわけですから、あなたの選挙権を縦覧期間に確かめましょう。

(第三種郵物便認可)

危険な無人踏切が多い

交通安全対策協議会で実態調査

交通安全対策協議会では、十月十二日町内全域にわたり交通事情の実態調査をおこないました。調査には委員十一名の外、町長、総務、建設各課長などが参加、小型バスを利用して三十五地点の交通状況を調査しました。

調査に選ばれた地点は我孫子、湖北、布佐各駅前通り、鉄道踏切十五ケ所、その他交通のはげしいところ、危険なところなどで、各地点では十二項目にわたり、くわしい調査をおこないました。

各地点での調査を終わり、布佐支所で総括的な審議をおこないましたが、次のような感想、意見が出されました。

▼各駅前通りの道路の幅は年次計画などで拡張する必要がある。ことに我孫子駅前通りの交通状況は早急に手を打つべきである。

▼交通量の多い道路では、時間制限などによって駐車禁止区間を設けたらよい。

▼標識の設置はまだ不じゅうぶんなようであるから標識はもっと増やすべきである。

その他、各地点についての具体的な対策など話し合いがおこなわれ午後四時散会しました。

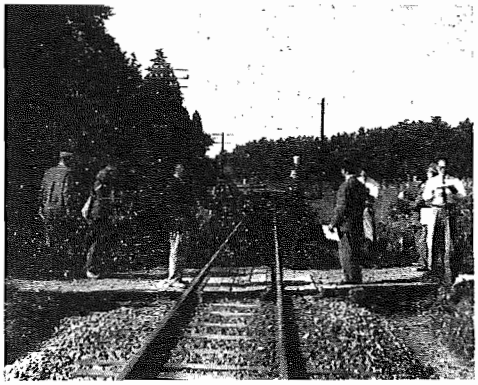

〔危険度などを調査—布佐和田前踏切〕

福祉年金支給のわくゆるむ

厚生年金二万四千円 遺族年金七万円まで 差額を支給

恩給などを受けている方、または戦争でご主人やむすこさんをなくされて遺族年金などを受けている方は、今まで福祉年金が受けられませんでしたが、こんど十月から制限がゆるめられましたので、つぎの点に該当される方は早めに手続きをしてください。

普通恩給、厚生年金扶助料が年額二万四千円以下の場合

戦争関係の遺族年金扶助料などの時は年額七万円以下とされ、それぞれの額までの差額が支給されます。たとえば、普通恩給を年額一万三千円支給されている方は二万四千円から一万三千円を引いた一万一千円、軍人の遺族年金を年額六万一千円受けている方は七万円から六万一千円を引いた九千円の福祉年金を、それぞれ受けることができます。

請求に必要なものは戸籍抄本、住民票謄本、遺族年金証書、扶助料証書、印かんなどですからご持参のうえ、役場社会課、湖北支所、布佐支所へおいでください。

文官、教育職員関係の普通恩給なども該当しますから、忘れずに手続きをしてください。

(社会課内)に登録してください。

保護世帯へラジオと綿を

みんなでしあわせを高めよう

しあわせを高める運動には日ごろいろいろな面でご協力を戴き、低所得階層の福祉向上につとめておりますが、特にこの十一月は次の運動を行なって、めぐまれない家庭もお正月にはラジオを備え楽しんで戴き、寒さに困っている人にはふとんをあげ暖かい冬を過せるようにしてあげましょう。

❶生活保護世帯を含む低所得階層にはラジオのない世帯も多く、この世帯の青少年、婦人層は一般的な社会知識を知ることが出来ない状態でもあり、ラジオ放送による健全娯楽に接することも少ないようです。そこで、テレビの普及によってラジオの死蔵されているものが多くあると思いますので、不用のラジオがありましたら提供してください。

なお、ラジオのない保護世帯は約四十世帯あります。

❷提供されたラジオが故障した場合、修理を要しますので技術と余暇を提供してくださる技術者は町社会福祉協議会(社会課内)に登録してください。

❸冬がかけ足でやって来るようです。保護世帯ではじゅうぶんなふとんもない状態ですもし、寄附してもよい古綿が少しでもありましたら、提供してください。

以上三件のことについて申し込み先、届け先は担当地区の民生委員または社会課へお願いいたします。

町の人口

(昭和37年9月30日現在)

男	14,378人	(前月比35人増)
女	14,866人	(〃 39人増)
計	29,244人	(〃 74人増)
世帯数	6,215世帯	(〃26世帯増)

9月の人口動態

	(男)	(女)	(計)
出生	19人	22人	41人
死亡	14人	4人	18人
転入	105人	85人	190人
転出	75人	64人	139人
転入世帯			56世帯
転出世帯			30世帯

保育所へ匿名で毎月送金

すでに一年も続く

自分のこと以外は考えないような風潮のある昨今、秋晴れのあくまで澄みきった空を思わせるような、美しい話題をご紹介します。

毎月のように、町立保育所あてに匿名で、子どもたちのために使ってくださいと、送金されるようになってから約一年になります。送金は二人の方からあって二人とも女性のようです。

保育所の運動会が近づいた九月六日には、若い女性と思われる方から、次のような手紙と六千円が送られてきました。

「—略—今度の日曜日が保育所の運動会だそうですねこのお金で少しでも多く、子どもたちの楽しみを増してあげられたら私としても本当にうれしいです。—略—では七日の運動会が子ども達にとって楽しい想い出になりますよう神様にお祈り申し上げます。—略—」。保育所では、この好意に感謝し、さっそく画帳を買い運動会の賞品として全部の子ども達にあげました。この行為が子ども達にあたえた影響は百の金言にも勝るものがあるのではないでしょうか。そしてこのような善意の中で育つ子どもたちに幸多かれと願わずにはいられません。

お二人には、この紙面からお礼を申し上げ、もし、さしつかえないようでしたら住所氏名を社会課へお知らせください。

有利な青色申告

＝青色申告普及月間＝

所得税の申告と納税については、納税者の皆さんから平素ご協力をいただいておりますが、ことしは申告納税制度施行十五周年にあたりますので、十一月を「青色申告普及月間」とし、青色申告の普及運動を行なうことになりました。そこで、青色申告について簡単に述べ、より多くの納税者が青色申告をされ、その特例を受けられることをおすすめします。

青色申告をすることができる人は事業所得、不動産所得または山林所得のある人ですが、これらの人が青色申告をしようとするときは、その年の三月十五日までに「青色申告承認申請書」を住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。この場合、所定の記帳はその年の一月一日からしていなければならないことになっています。

また、その年の二月十六日以後あらたに事業を開始したときは、その事業を開始した日から一ヶ月以内にその手続をとればよいことになっています。

青色申告をすれば一般の者に比べてどれだけ有利になるか、たとえば家族四人、売り上げ五百万円、年末在庫百万円、年末売掛残が八十万円の場合、青色申告者の場合は白色申告者に比べて税額で三